

財産形成住宅預金

令和元年5月1日現在

1. 商品名 (愛称)	● 財産形成住宅預金
2. 商品概要	● 住宅の取得資金・増改築及びマンションの修繕等の資金を積み立てる商品です。 ● 財形年金貯蓄と合算で550万円まで非課税となります。
3. 販売対象	● 当行と財形貯蓄契約を締結しているお取引先企業の満55歳未満の従業員の方 ● 1人1契約のみ
4. 預入商品	● 期日指定定期預金(最長預入期間3年・据置期間1年・1年複利) ※ 本商品は、1回の預入毎に期日指定定期預金として受入します。以後に記載する「満期日」は、それぞれの期日指定定期預金の満期日を指します。 ※ 詳しくは、期日指定定期預金の商品概要説明書をご確認ください。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入最低金額 (3) 預入単位 (4) 預入期間	● 給与・賞与からの天引き預入など ● 1,000円 ● 1円単位 ● 5年以上の期間にわたって、毎年1回以上定期的に預入いただきます。
6. 払戻方法	● 持家の新築・購入・増改築目的の場合のみ、払い出しが可能です。 (新築・購入・増改築等の対象には制限があります) ※ 所定の手続きが必要となります。 ● 住宅取得後1回の払い戻しまたは、取得前後の2回の払い戻しが可能です。 (払出可能額や払出日には制限があります) ● 住宅目的以外の払い出しの場合、全額払出・解約となり過去5年の遡及課税が行われます。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 税金	● 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用し、満期日時点の新しい利率で自動継続されます。 ● 払い出しの際に元金と共にお支払い致します。 ● 個々の定期預金の満期日における自動継続時に元金に組み入れます。 ● 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算とします。 ● 財形年金貯蓄と合算で元利金合わせて550万円までは非課税です。 ● 2年以上積立を中断されますと全て課税扱いとなります。 ※ 20.315%の源泉分離課税が適用されます。 ● 住宅目的以外の払い戻しの場合、全額解約となり、過去5年の遡及課税となります。 ※ 20.315%の源泉分離課税が適用されます。 ※ 復興特別所得税が追加課税されることにより、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率となります。

(5) 金利情報の 入手方法	● 金利につきましては、窓口までお問い合わせ下さい。
8. 手数料	_____
9. 付加できる 特約事項	_____
10. 中途解約時 の取扱い	● 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により1年毎の複利計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満…………… 解約日の普通預金利率 ② 6か月以上1年未満…………… 2年以上利率 ×40% ③ 1年以上1年6か月未満…………… 2年以上利率 ×50% ④ 1年6か月以上2年未満…………… 2年以上利率 ×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満…………… 2年以上利率 ×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満…………… 2年以上利率 ×90%
11. その他 参考となる事項	● お取引の際、「契約の証」を発行いたします。（お通帳は発行いたしません） ● お預け入れ残高を年1回以上書面により通知いたします。 ● 雇用・能力開発機構等による財形融資制度をご利用になれます。（別途、審査がございます）
12. 当行が契約して いる指定紛争解 決機関	● 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
13. 預金保険制度	● 本商品は預金保険の対象であり、他の対象商品と合算して預金者1人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。